

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報

【公表】

整理番号	54
契約番号	2農振財契第799号
件名	パイプハウス2棟の購入
納入場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎 上圃場
概要	<p>○パイプハウス 2棟</p> <p>(1)本体(主材・構成部材・被覆資材) 2式 (2)組立・設置・調整等 一式</p> <p>(詳細は別紙仕様書のとおり)</p>
納入期限	令和3年2月26日(金)
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	<p>①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者</p> <p>①東京都における平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)</p> <p>②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者</p>
格付	問わない
現場説明会	実施しない
入札予定日時	令和2年11月5日(木) 午後1時30分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 セミナー室(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	令和2年10月13日(火)から令和2年10月20日(火)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までは除く。)(郵送「可」、但し期間内必着)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の提出書類	<p>(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印)</p> <p>(2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入)</p> <p>(3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「平成31・32年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)</p>
備考	<p>(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。</p> <p>(2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。</p> <p>(3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</p> <p>(4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。</p> <p>(5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。</p> <p>(6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。</p> <p>(7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。</p>
入札に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 上原</p> <p>住所 東京都立川市富士見町3-8-1</p> <p>電話 042-528-0721 FAX 042-522-5397</p>
仕様内容に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 生産環境科 【担当】 久保田</p> <p>住所 東京都立川市富士見町3-8-1</p> <p>電話 042-528-0520</p>

仕 様 書

1. 件 名 パイプハウス 2 棟の購入
2. 納入場所 東京都立川市富士見町三丁目 8 番 1 号
公益財団法人 東京都農林水産振興財団 立川庁舎 上圃場
(別紙 1 地図内 A の場所)
3. 納入期限 令和 3 年 2 月 26 日
4. 品名・数量 パイプハウス・2 棟
5. 規 格
 - (1)規 模 間口 5.4m×奥行 18m×2 棟 (97.20m²×2)
 - (2)アーチ規格 軒高 1.8m、棟高 3.5m以上とし、パイプは 50 cm埋め込む。
 - (3)軀 体 使用するパイプは 25.4φ×t1.0 mm以上の骨材を用い、十分な耐候性を確保すること。
骨材間隔は 45 cmとする。
耐風、浮き上がり防止のため筋交とらせん杭を設置する。
 - (4)出入口 両開きスライド式、開口部幅 1.8m、高さ 1.8mとし、2 面に設置する。
 - (5)被覆材 防滴および保温効果、耐久性に優れている高機能農業用塗布型透明 P0 フィルム (厚み 0.15 mm) とし、ハウス用スプリングで止める。
 - (6)防虫ネット 出入口(Wファスナー付)、側面及び天窓換気開口部に、目合 0.8mm 防虫ネットを展開する。なお、使用するネットはサンサンネット® e-レッド (日本ワイドクロス) 同等品とする。
 - (7)換気装置 側面はフィルム巻き上げ式で温度による段階自動開閉制御、天窓はウインドホール、妻面は防虫ネット付妻面換気装置による手動換気とする。
 - (8)内張 1 軸 1 層傾斜 2 枚張で手動方式とし、カーテン資材は 1 枚で遮光・遮熱・保温性を確保できる素材 (誠和 L S スクリーンハーモニー 4945 同等品) とする。
 - (9)暖房 施設園芸用温風機のうち、下吹タイプ 灯油燃焼式とし、本体寸法が 450×650 mm以下で、使用電源が AC100V 単相とする (ネポン KA-125 同等品)。
 - (10)循環扇 施設園芸用循環扇のうち、羽根径 30 cmでハウス内に吊り下げることができ、消費電力が 35W 以下、使用電源が AC100V 単相とする。
 - (11) 電気工事 2 次側配線および取付け施工とする。
 - (12) 隣接するハウスとの間隔は 2m以上あけること。
 - (13) 設置場所については、担当者と協議し、所定の場所に設置すること。
- 6 支払方法 納品検査完了後、適正な請求書を受領した日から 30 日以内に支払う。
- 7 暴力団等排除に関する特約事項については、別に定めるところによる。

8 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

9 東京都グリーン購入推進方針について

本契約の履行において物品等の調達にあたっては、別紙 2 の事項に配慮すること。

10 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

- (1) 本契約においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努める
- (2) 契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、仕様書の内容に変更が生じる可能性が発生した場合、受託者からの申し出を踏まえ、受発注者間において、契約金額の変更、履行期限（納入期限）の延長のための協議を行う。

この場合、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については受発注者間での協議を踏まえ適切に対応する。

11 その他

- (1) 組立て、設置、納品指導、運搬費用は契約額に含めること。
- (2) 組立て及び設置に伴う光熱水費は財団の負担とする。
- (3) 納品は、事前に担当職員に連絡した上で行うこと。
- (4) 受託者は、業務遂行にあたり適切な安全対策を行い、事故発生を防ぐよう十分注意を払うこと。
- (5) 作業工程ごと（作業前・作業中・作業後）の現場状況を写真撮影し、速やかに提出すること。
- (6) 受託者は、必要に応じ搬入及び搬出時の養生を行い、作業終了後にはその撤去を行うこと。また、設置作業による発生品は責任を持って引き取り、関係法令に基づき適切に処理すること
- (7) 受託者は、建造物等に損傷を与えた場合は、その責に任ずるものとし、自らの負担により、速やかに原状復旧すること。
- (8) 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。契約の解除及び契約満了後においても同様とする。
- (9) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、財団と協議し決定する。

連 絡 先

〒190-0013

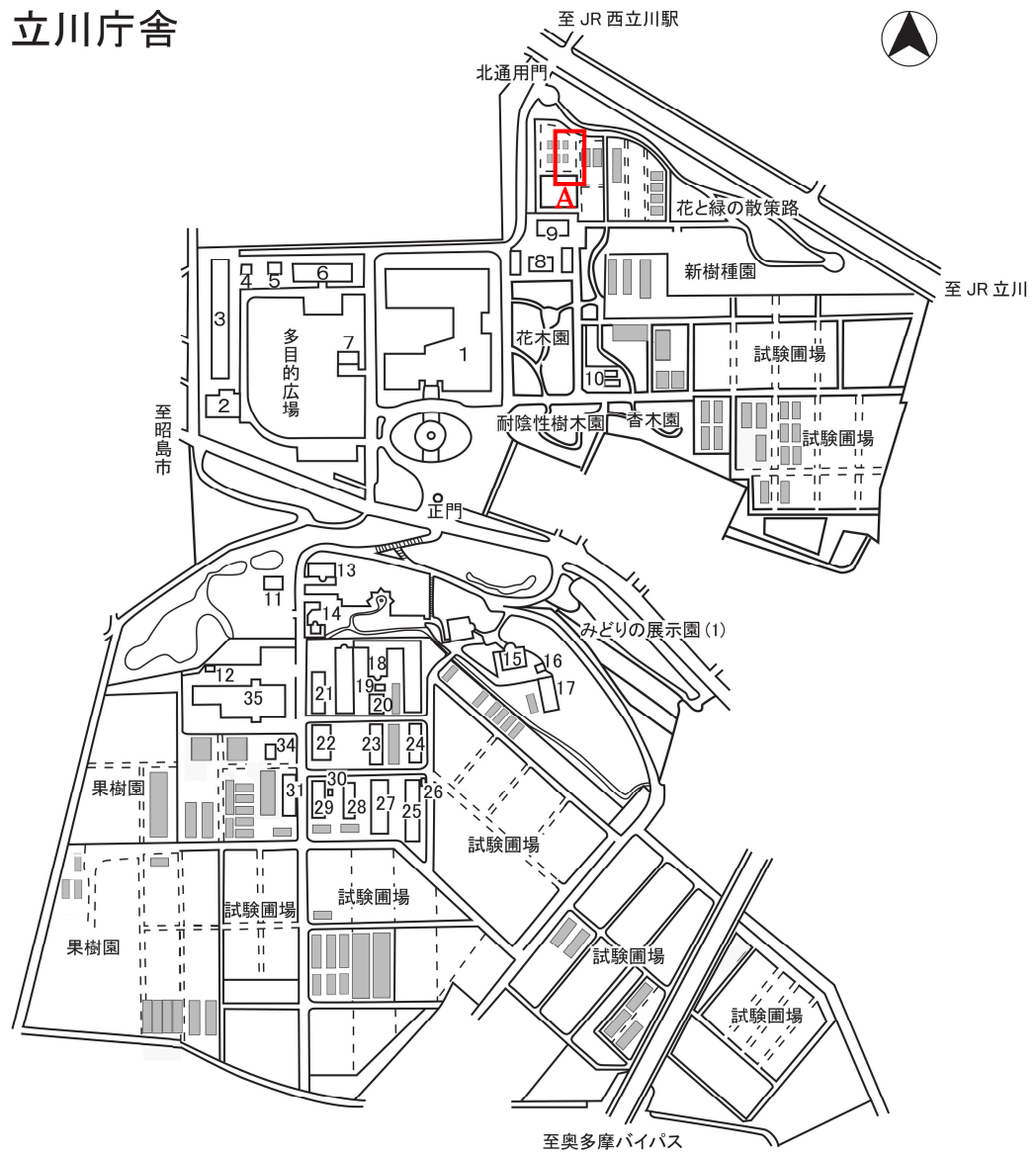
東京都立川市富士見町三丁目 8 番 1 号


公益財団法人東京都農林水産振興財団

東京都農林総合研究センター 生産環境科

TEL 042-528-0520 fax 042-523-4285

立川庁舎



 : ハウス設置予定地



-  : 電柱
-  : 水栓
-  : コンセント

東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採種されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えてないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び大量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<その他の環境配慮>

- ⑭ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑮ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス）の使用、排出が少ないもの